

飼料添加物「硫酸コリスチン」の指定取消しについて —薬剤耐性対策を進めるため、抗菌性飼料添加物の指定を見直していきます—

○耐性菌とは？

薬剤耐性菌とは、「抗菌剤が効かない細菌」のことです。抗菌剤の使いすぎなどにより増加し、人や動物の治療を困難にします。

○薬剤耐性問題と畜産との関わりは？

抗菌剤は動物用医薬品のほか、家畜の増体や飼料効率の向上のため、飼料添加物として、使用されています。

薬剤耐性菌は、家畜の治療を困難にするだけでなく、畜産物等を介して、人の感染症の治療を困難にすることが懸念されています。

○コリスチンとは？

畜産分野ではコリスチンは、動物用医薬品として、豚(4月齢以下)及び牛(6月齢以下)の細菌性下痢症の治療に使用されています。

平成29年1月、食品安全委員会は硫酸コリスチンの飼料添加物としての利用は人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあると評価しました。

○リスク管理措置

飼料添加物としての抗菌剤は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあるため、コリスチンの飼料添加物としての指定を取消し、使用が禁止されます(平成30年7月1日予定)。

また、コリスチンの使用を禁止した時に農家段階でコリスチン添加飼料が残らないよう、販売店や農家での在庫を使い切るように、飼料工場での製造を前倒しで中止することを要請(通知)しました。

コリスチンの使用禁止後、コリスチンが含有する飼料の使用は飼料安全法違反となりますので、ご注意ください。

国産畜産物に対する消費者の皆様の信頼に応え、また家畜に対する抗菌剤の有効性を確保するため、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

家畜の病気に関するお問い合わせは山梨県東部家畜保健衛生所まで

電話・・・055-262-3166 FAX・・・055-262-3108

夜間、土日・休日の連絡は・・・090-5535-8005